

共済時報No. 566（令和3年8月13日発行）
 横浜市職員共済組合 医療福祉課医療給付係
 電話 671-3402 FAX641-0915
<http://www.yokohama-kyosai.or.jp/>

育児休業手当金・介護休業手当金の給付上限額が変わりました

育児休業手当金・介護休業手当金は、標準報酬日額に法律で定められた給付割合を掛けた額が支給されます。この給付額には上限があり、毎年8月に改定されます。

令和3年8月1日からの給付上限額が引き下げとなりましたので、次のとおりお知らせいたします。

給付金		給付上限額/日	
		変更前 (令和3年7月まで)	変更後 (令和3年8月から)
育児休業手当金	育児休業開始日から 180日目まで (給付割合67%)	13,896円	13,722円
	181日目から 手当金支給終了日まで (給付割合50%)	10,370円	10,240円
介護休業手当金 (介護休暇取得日数 通算66日まで)		15,294円	15,102円

対象者は？

標準報酬月額が、**育児休業手当金は470,000円以上**
介護休業手当金は500,000円以上の方に給付上限額が適用されます。

給付額の差はどれくらい？



1か月間、育児休業を取得した場合

[給付上限額×支給日数（通常は土日を除いた22日）]

- ・育児休業開始日から180日目：**3,828円**の差額が生じます！
 （7月までは305,712円 → 8月からは301,884円）
- ・181日目以降：**2,860円**の差額が生じます！
 （7月までは228,140円 → 8月からは225,280円）



66日間、介護休暇を取得した場合 [給付上限額×支給日数（66日）]

合計：**12,672円**の差額が生じます！

（7月までは1,009,404円 → 8月からは996,732円）

